

第17回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 次第

日時 平成23年8月31日(水)午後1時30分から3時30分  
 場所 知事公邸第2応接室

1 開 会

2 審議事項

- (1) 平成22年度評価の決定について・・・・・・・・・・〔資料1〕
- (2) 第1期中期目標期間評価の決定について・・・・・・・・・・〔資料2〕
- (3) 財務諸表の承認に係る意見聴取について・・・・・・・・・・〔資料3〕
- (4) 中期目標期間最後の事業年度の剰余金(利益)処分に係る意見聴取について・・・・・・・・・・〔資料4〕

3 その他

今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・〔資料5〕

<参考資料>

- (1) 業務実績評価(年度評価)方針及び方法・・・・・・・・・・〔資料6〕
- (2) 業務実績評価(中期目標期間評価)方針及び方法・・・・・・・・・・〔資料7〕
- (3) 評価案と第2期中期目標との対応表・・・・・・・・・・〔資料8〕

〔出席者名簿〕

【委員】

| 区分 | 氏名    | 所属名         | 役職名        | 備考  |
|----|-------|-------------|------------|-----|
| 委員 | 副井 裕  | 国立大学法人鳥取大学  | 学長顧問       | 委員長 |
| 委員 | 谷口 義晴 | 日本セラミック株式会社 | 代表取締役社長    |     |
| 委員 | 辻 智子  | 日本水産株式会社    | 生活機能科学研究所長 |     |
| 委員 | 房安寿美枝 | いなば和紙協業組合   | 総務部長       |     |

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

| 氏名    | 役職名         | 備考 |
|-------|-------------|----|
| 山本 誠  | 企画管理部長      |    |
| 山田 強  | 企画管理部企画室長   |    |
| 蔵内 康雄 | 企画管理部総務室長補佐 |    |
| 石破 徹  | 企画管理部企画室長補佐 |    |
| 加藤 明  | 企画管理部企画室企画員 |    |

【事務局(鳥取県)】

| 氏名    | 役職名                   | 備考 |
|-------|-----------------------|----|
| 岡村 整諮 | 商工労働部産業振興総室長          |    |
| 山下 喜夫 | 商工労働部産業振興総室産学金官連携室長   |    |
| 富山 哲明 | 商工労働部産業振興総室産学金官連携室副主幹 |    |

# 全体評価（平成22年度）（案）

## 総合評価

|       |        |
|-------|--------|
| 5段階評価 | 10段階換算 |
| 3     | 7      |

平成22年度は、中期目標期間の最終年度であり、今までに掲げてきた計画に対し、数値目標については十分達成され、また、法人化に対応した変革を推進していくための基礎は築かれてきたように考えられる。このような状況をふまえ、全体評価は、5段階評価では3とする。10段階評価では、5段階評価に2を乗じたものに、技術相談、製品化に結びつく技術移転、実践的産業人材の育成等で下記のとおり特筆すべき実績が認められることから評価を1段階上げ、7とする。

### 特筆すべき主な実績

- ・技術相談対応の結果、伯州綿の製造過程で捨てられている茎から和紙を試作するなど高付加価値化等を支援した。
- ・実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究の成果やセンターの保有する技術の企業への移転により、14件の製品化に結びつく成果が得られた。
- ・実践的産業人材育成事業において、新たに金属定量分析手法等のコースを設け、内容の充実を図った。

## 総 評

「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

技術支援業務においては、技術相談・現地指導について積極的に取り組んでおり、十分な実績をあげている。また、企業訪問やアンケート調査により企業ニーズの把握に努めることや、技術講習会・セミナー等へ積極的に研究員を派遣するなど職員の資質向上への取り組みも積極的に行われている。また、多岐にわたる依頼試験・機器利用や技術講習会・セミナー等の開催を通じて、県内企業の製品評価や研究開発を精力的にサポートしている点も評価できる。さらに、実践的産業人材の育成や知的財産権の効果的な取得や活用についても積極的な取り組みが行われている。

研究開発業務においては、テーマ設定の時点でよく吟味し、有効性・可能性のあるテーマへの人材と予算の集中投入など、一層思い切った施策が望まれる。

今後も引き続き研究成果の技術移転に積極的に取り組み、県内企業の活性化に貢献されるよう期待する。

「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

法人化のメリットを生かした迅速かつ柔軟な運営が定着しつつある。特に、理事長のリーダーシップにより実施されてきた組織改正や採用人事などの効果が出始めている。また、積極的な広報活動によるサービス内容の周知や利用の拡大にも努めていることは高く評価できる。さらに、組織内の情報の共有化と職員の意識改革も着実に進んでいる。

引き続き理事長他役職員が一体となった取り組みで、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努められるよう期待する。

「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価

「コンプライアンス体制の確立と徹底」等すべての項目で概ね計画通りに進捗した。

## 中小企業への技術支援に対する評価

企業訪問やアンケート調査により常に企業ニーズの把握に努めており、技術支援強化への努力がうかがえる。また、高価・高度な測定・分析機器等が備わっていることはユーザー企業から高く評価されている。

また、県内企業の中でもそのレベルによって、単に機器利用サービスのみ期待している場合や、結果の解析、問題解決への踏み込んだ対応、商品の開発支援までさまざまである事を踏まえ、それぞれに対しきめ細やかな対応をできるようなシステムにしていく必要がある。

## 法人の業務運営及び財務状況に対する評価

外部資金獲得に積極的に取り組むとともに、業務の効率化と経費削減への見直しが継続的に行われている。

## 第2期中期目標・中期計画の達成に向けた課題等

平成22年度に掲げた数値目標についてすべての項目において達成していること、また、第1期中期目標期間の数値目標についてもすべての項目において達成していることから、順調に取り組みが図られたと言える。今後は、すべての項目において現在のレベルを維持しつつ、一層鳥取県の産業振興への貢献を目指すことが必要である。特に、企業が完成度の高い製品を市場に売り出せるまでのトータルの支援が行えるよう、関係機関との連携を強化していくことが求められる。

また、その実効性を評価するに当たっては、県民の声に対しどのような対応をしたかの中身の報告を十分に行い、実質的に県内産業が昨年度に比べどれほど改善したのか、それが他県と比較してどうだったのかなどの視点と、センターの貢献度の関連など支援の成果について、より一層の「見える化」に努力すること。

あわせて、「県内企業のホームドクター」としての役割を引き続き果たせるよう、詳しい研究、より役に立つ研究に打ち込めるような環境づくりや、県内企業の技術レベルの向上に対応するため、中長期的な取り組みとして職員の学位取得等資質向上への取り組みが求められる。

今後、さらなる理事長のリーダーシップの発揮と職員の意識改革の進展を期待するとともに、将来的には、努力し著しい成果を収めた職員に対して、さらなるインセンティブが働くシステムづくりの検討を期待する。

平成22年度 項目別評価

| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画(項目別評価単位)  | 評価の視点  | 項目番号  | 評価ウェイト | 自己評価 | 自己評価(加重後) | 委員会評価(委員平均値) |
|--|--|--|--|---|--------|------|-----------|--------------|
| <p>県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たった技術的課題等を解決していく際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。</p> <p>なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかねばならない。</p> | <p>県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たった技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。</p>           | <p>県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たった技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。</p>       | <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標の達成状況(1)</li> <li>職員の資質向上の取り組み(2)</li> <li>企業ニーズの把握状況(3)</li> <li>適切な技術相談等の実施状況(4)</li> </ul>  | 1   | 0.203  | 4    | 0.812     | 4            |
| <p>(1) 技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)</p> <p>企業ニーズの高い「技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。</p> <p>また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力をもとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。</p>   | <p>(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)</p> <p>技術相談・現地指導</p> <p>a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。</p> <p>b. 中期計画期間中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象とした2年毎のアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。</p> | <p>(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)</p> <p>技術相談・現地指導</p> <p>a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、平成22年度中に約6,550件の技術相談・現地指導に応じる。</p> <p>b. 平成22年度中に延べ約500社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象としたアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。</p>  |  |   |        |      |           |              |
| <p>(機器設備の整備について)</p> <p>老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。</p> <p>企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。</p>  | <p>依頼試験</p> <p>a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。</p> <p>b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。</p>     | <p>依頼試験</p> <p>a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。</p> <p>b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。</p> | <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標の達成状況(10)</li> <li>利用者の利便性向上へ向けた取組状況(11)</li> <li>機器整備の達成状況(12)</li> <li>機器整備計画の策定(13)</li> </ul>  | 3   | 0.044  | 4    | 0.176     | 3.75         |
| <p>(2) 研究開発</p> <p>共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要がある。短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。</p>   | <p>(2) 研究開発</p> <p>研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。</p> <p>中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。</p>  | <p>(2) 研究開発</p> <p>研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。</p> <p>平成22年度中に3件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。</p>   |  |   |        |      |           |              |
| <p>また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。</p> <p>さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。</p>                     | <p>研究テーマの設定と実施</p> <p>研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。</p>  | <p>研究テーマの設定と実施</p> <p>研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。</p> <p>研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。</p>  | <p>シーズ・実用化研究</p> <p>将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。</p> <p>a. 情報・電子応用技術に関する分野</p> <p>製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野</p> <p>高級木材代替品の開発を目的とした、高温高压水を用いた県産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。</p> <p>c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野</p> <p>耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化を目的とした、難削材の超高速切削加工法に関する研究など、材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> | <p>シーズ・実用化研究</p> <p>平成22年度のシーズ・実用化研究については、別紙参照のこと</p> |        |      |           |              |

平成22年度 項目別評価

| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画(項目別評価単位)  | 評価の視点  | 項目番号 | 評価ウェイト | 自己評価 | 自己評価(加重後) | 委員会評価(委員平均値) |
|---|--|--|--|------|--------|------|-----------|--------------|
|   | <p>d. 表面改質技術に関する分野<br/>パンチ金型の母材表面の耐久性向上を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。</p> <p>e. 地域資源活用食品に関する分野<br/>マグロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マグロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。</p> <p>f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野<br/>内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目的とした研究開発を行う。</p> <p>g. 発酵利用食品に関する分野<br/>フルーティで濃厚なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。</p> |  |  |      |        |      |           |              |
| <p>なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。</p>   | <p>研究評価<br/>研究評価は原則として、センター役員による中間評価及び外部専門家とセンター役員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p>   | <p>研究評価<br/>研究評価は原則として、センター役員で構成されるシニア研究等評価委員会及び外部専門家と構成される実用化研究評価委員会で行う。評価は年度内評価の1回とし、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などをその対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p>  |  |      |        |      |           |              |
| <b>(3) 起業化を目指す事業者等への支援</b>  | <b>(3) 起業化を目指す事業者等への支援</b>   | <b>(3) 起業化を目指す事業者等への支援</b>   | [評価の視点]<br>・事業者等のバックアップの内容・状況(20)<br>・インフラの整備状況(21)  | 5    | 0.016  | 4    | 0.064     | 3.75         |
| <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。<br/>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p>                       | <p>研究開発に係る場の提供と技術支援<br/>鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。</p> <p>技術講習会等を通じた支援<br/>研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を中期計画期間中に20回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出席し、技術移転等に努める。</p> <p>各種広報媒体等を利用した技術情報の提供<br/>刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。</p> <p>補助金・融資等に係る情報の提供<br/>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。</p>                 | <p>研究開発に係る場の提供と技術支援<br/>鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。</p> <p>技術講習会等を通じた支援<br/>研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を平成22年度中に約5回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出席し、技術移転等に努める。</p> <p>各種広報媒体等を利用した技術情報の提供<br/>刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターの各種サービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。</p> <p>補助金・融資等に係る情報の提供<br/>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。</p>   | [評価の視点]<br>・数値目標の達成状況(22)<br>・イベント等の参加状況(23)         | 6    | 0.028  | 4    | 0.112     | 4            |
|   |  |  | [評価の視点]<br>・情報提供の状況(24)<br>・県立図書館との連携状況(25)          | 7    | 0.028  | 4    | 0.112     | 3.5          |
|   |  |  | [評価の視点]<br>・情報提供の状況(26)                              | 8    | 0.008  | 3    | 0.024     | 3            |
| <b>2 実践的産業人材の戦略的育成</b>  | <b>2 実践的産業人材の戦略的育成</b>   | <b>2 実践的産業人材の戦略的育成</b>   |  |      |        |      |           |              |
| <p>これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。<br/>なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。</p> | <p>(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施<br/>国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。</p> <p>液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業:産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>組込システム開発人材育成事業:デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>次世代ものづくり人材育成事業:高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工工業において、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>戦略的商品開発支援事業:市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。</p>               | <p>(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施<br/>国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。</p> <p>産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。センターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成22年度に10名を対象とした7日間の講義を行い技術者の育成を図る。</p> <p>デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成22年度に10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。</p> <p>高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工技術について、平成22年度に10名を対象に精密複合旋盤を使用した4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。</p> <p>平成22年度は、市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を、中期計画において承認されているように約10名育成するため、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。</p> <p>また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。</p> | [評価の視点]<br>・数値目標の達成状況(実証講義の実施状況)(27)<br>・受講者の満足度(28) | 9    | 0.021  | 4    | 0.084     | 4            |
|   |  |  | [評価の視点]<br>・数値目標の達成状況(29)<br>・受講者の満足度(30)            | 10   | 0.006  | 4    | 0.024     | 3.75         |
|   |  |  | [評価の視点]<br>・数値目標の達成状況(31)<br>・受講者の満足度(32)            | 11   | 0.006  | 4    | 0.024     | 3.75         |
|   |  |  | [評価の視点]<br>・数値目標の達成状況(33)<br>・受講者の満足度(34)            | 12   | 0.006  | 4    | 0.024     | 4            |
|   |  |  | [評価の視点]<br>・研修生の受入状況(35)<br>・実践的産業人材の育成状況(36)        | 13   | 0.021  | 5    | 0.105     | 4.25         |
|   |  |  | [評価の視点]<br>・「産業人材育成戦略」の策定状況(37)                      | 14   | 0.007  | 4    | 0.028     | 4            |
|   | <p>(2) 産業人材育成戦略の策定<br/>企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」を策定する。</p>  | <p>(2) 産業人材育成戦略の策定<br/>企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」の策定に向けて、平成22年度は、これまで実施した人材育成事業のアンケートや企業ニーズ調査の分析結果に基づき「産業人材育成戦略」を策定する。</p>   |  |      |        |      |           |              |

平成22年度 項目別評価

| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画(項目別評価単位)  | 評価の視点   | 項目番号 | 評価ウェイト | 自己評価 | 自己評価(加重後) | 委員会評価(委員平均値) |
|---|--|--|---|------|--------|------|-----------|--------------|
| 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発   | 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発  | 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発  |   |      |        |      |           |              |
| 県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。  | 県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。   | 県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。   |   |      |        |      |           |              |
| 〔県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開〕  | (1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野   | (1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野   | 〔評価の視点〕<br>・実証講義の実施状況(再掲)(38)<br>・技術支援の状況(39)   | 15   | 0.02   | 4    | 0.08      | 4            |
| 「鳥取クリスタル・コリドール構想」(液晶関連企業を中心とした戦略)高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。<br>なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。  | 「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」における「液晶製造技術課程」の教材開発、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。   | 平成19年度までの国委託事業「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」で開発した「液晶製造技術課程」の教材を用いて同事業名の人材育成事業(2(1))を引き続き行う。また、電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。   |   |      |        |      |           |              |
| 「健・食・知スマート・コリドール構想」(健康・食品・研究に関わる戦略)豊富かつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。<br>また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。  | (2) 食品関連分野   | (2) 食品関連分野   | 〔評価の視点〕<br>・研究の実施状況(研究開発の中で評価)(40)<br>・「食品開発と健康に関する研究会」の開催状況(41)<br>・食品開発の支援状況(42)  | 16   | 0.02   | 4    | 0.08      | 3.75         |
| 「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。  | 「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。   | 平成20年度までの「都市エリア産学官連携推進事業」で実施した、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究成果を活用するとともに、「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。   |   |      |        |      |           |              |
| 4 知的財産権の戦略的な取得と活用   | 4 知的財産権の戦略的な取得と活用  | 4 知的財産権の戦略的な取得と活用  | 〔評価の視点〕<br>・数値目標の達成状況(43)<br>・権利の公表、技術移転の状況(44)<br>・連携強化の内容(45)   | 17   | 0.013  | 4    | 0.052     | 4            |
| 知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。<br>また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。  | 知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、中期計画期間中に9件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。                | 知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、平成22年度中に2件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。                |   |      |        |      |           |              |
| 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化   | 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化  | 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化  | 〔評価の視点〕<br>・デザイナー協会等との連携状況(46)<br>・市場動向等の情報収集の状況(47)<br>・他機関の連携状況(48)   | 18   | 0.013  | 4    | 0.052     | 3.5          |
| 企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能強化すること。<br>また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。   | 企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。                              | 企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。                              |   |      |        |      |           |              |
| 業務運営の改善及び効率化に関する事項  | 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  | 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  |   |      |        |      |           |              |
| 自律性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。  |  |  |   |      |        |      |           |              |
| 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成   | 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成  | 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成  | 〔評価の視点〕<br>・組織運営体制構築の状況(49)<br>・組織体制の継続的見直し状況(50)<br>・企業ニーズ等への対応状況(51)<br>・経営資源の重点的投入状況(52)   | 19   | 0.039  | 4    | 0.156     | 4            |
| 理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置かず、真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。<br>また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。          | (1) 組織運営の改善  | (1) 組織運営の改善  | 理事長は役員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。 |      |        |      |           |              |
|   | (2) 広報活動の充実  | (2) 広報活動の充実  | 〔評価の視点〕<br>・数値目標の達成状況(53)<br>・広報活動の状況(54)   | 20   | 0.02   | 4    | 0.08      | 3.75         |
| さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。  | センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、中期計画期間中に70件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。   | センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、平成22年度中に16件以上のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。   |   |      |        |      |           |              |
|   | (3) 職員の資質向上と人材育成   | (3) 職員の資質向上と人材育成   | 〔評価の視点〕<br>・研修会への参加、他機関への派遣状況(55)<br>・「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」の策定状況(56)<br>・優秀な人材の確保状況(57)  | 21   | 0.02   | 3    | 0.06      | 3            |
| なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。   | 職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点を置いて「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。       | 職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点を置いて「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」の策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。       |   |      |        |      |           |              |
| 2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化  | 2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化   | 2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化   | 〔評価の視点〕<br>・産学金官の連携の状況(58)  | 22   | 0.013  | 4    | 0.052     | 3.75         |
| 外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産学人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。<br>なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。   | 企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携においては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。   | 企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携においては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。   |   |      |        |      |           |              |
| 3 独自の業績評価システムの確立  | 3 独自の業績評価システムの確立   | 3 独自の業績評価システムの確立   | 〔評価の視点〕<br>・給与体系の構築状況(59)<br>・「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」の策定及び評価状況(60)  | 23   | 0.039  | 4    | 0.156     | 3.75         |
| 評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。<br>また、職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張った職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。 | 役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬(退職手当を含む。)に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。<br>職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。 | 役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬(退職手当を含む。)に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。<br>職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。 |   |      |        |      |           |              |

平成22年度 項目別評価

| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画(項目別評価単位)  | 評価の視点   | 項目番号 | 評価ウェイト | 自己評価 | 自己評価(加重後) | 委員会評価(委員平均値) |
|---|--|--|---|------|--------|------|-----------|--------------|
| <b>財務内容の改善に関する事項</b>  | <b>財務内容の改善に関する事項</b>   | <b>財務内容の改善に関する事項</b>   |   |      |        |      |           |              |
| 県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。                        |  |  |   |      |        |      |           |              |
| <b>1 外部資金その他収入の確保</b>   | <b>1 外部資金その他自己収入の確保</b>  | <b>1 外部資金その他自己収入の確保</b>  | [評価の視点]<br>・数値目標の達成状況(61)<br>・自己収入の確保状況(62)   | 24   | 0.028  | 4    | 0.112     | 4            |
| 企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。<br>なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。 | 産学官等との連携により、中期計画期間中に8件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者による過大な負担とならないよう努める。<br>なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点から、1:1とする。 | 産学官等との連携により、平成22年度中に2件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者による過大な負担とならないよう努める。<br>なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点から、1:1とする。 |   |      |        |      |           |              |
| <b>2 経費の抑制</b>  | <b>2 経費の抑制</b>   | <b>2 経費の抑制</b>   | [評価の視点]<br>・業務運営の効率化の状況(63)<br>・経費削減のための見直し状況(64)   | 25   | 0.028  | 4    | 0.112     | 3.5          |
| 運営費交付金を充当して実施する業務(臨時的経費及び職員人件費を除く。)については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。<br>また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。<br>なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。       | 管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施する。こうした努力を通じて、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置(臨時的経費及び人件費を除く。)については、利用企業等に対するサービスを低下させることなく、中期計画期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行う。   | 管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施する。  |   |      |        |      |           |              |
|   | <b>3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b>   | <b>3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b>   | [評価の視点]<br>・財務諸表の確認(65)<br>・計画との整合性(66)   | 26   | 0.024  | 3    | 0.072     | 3            |
|   |  |  |   |      |        |      |           |              |
| <b>その他業務運営に関する重要事項</b>  | <b>その他業務運営に関する重要事項</b>   | <b>その他業務運営に関する重要事項</b>   |   |      |        |      |           |              |
| <b>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</b>   | <b>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</b>  | <b>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</b>  |   |      |        |      |           |              |
| <b>(1) 法令遵守</b>   | <b>(1) 法令遵守</b>  | <b>(1) 法令遵守</b>  | [評価の視点]<br>・法令遵守の状況(67)<br>・中立性、公平性に対する対応状況(68)<br>・職員研修計画の状況(69)<br>・組織体制整備の状況(70)           | 27   | 0.009  | 3    | 0.027     | 3            |
| 法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。   | センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑惑や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等に関して職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。  | センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑惑や不信を抱かれることのないようにする。<br>また、法令遵守等に関して職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。  |   |      |        |      |           |              |
| <b>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底</b>   | <b>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底</b>  | <b>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底</b>  | [評価の視点]<br>・情報管理の状況(71)<br>・情報漏洩防止対策の状況(72)   | 28   | 0.009  | 3    | 0.027     | 3.25         |
| 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。   | 企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。<br>センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。  | 企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。<br>センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。  |   |      |        |      |           |              |
| <b>(3) 労働安全衛生管理の徹底</b>  | <b>(3) 労働安全衛生管理の徹底</b>   | <b>(3) 労働安全衛生管理の徹底</b>   | [評価の視点]<br>・労働安全衛生の状況(73)<br>・安全衛生委員会の活動状況(74)<br>・労働安全衛生管理基準を満たした整備の状況(75)<br>・安全教育の実施状況(76) | 29   | 0.014  | 3    | 0.042     | 3            |
| 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。   | 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。   | 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、労働安全衛生関連法令に準拠して平成19年度に設置したセンター安全衛生委員会を通じて、職員の安全及び健康の確保に引き続き努める。   |   |      |        |      |           |              |
| <b>(4) 職員への社会貢献意識の徹底</b>  | <b>(4) 職員への社会貢献意識の徹底</b>   | <b>(4) 職員への社会貢献意識の徹底</b>   | [評価の視点]<br>・地域の活動等への参加状況(77)<br>・一般公開の状況(78)  | 30   | 0.014  | 3    | 0.042     | 3            |
| 地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。  | 職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。  | 職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。  |   |      |        |      |           |              |
| <b>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</b>  | <b>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</b>   | <b>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</b>   |   |      |        |      |           |              |
| <b>(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進</b>   | <b>(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進</b>  | <b>(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進</b>  | [評価の視点]<br>・省エネルギー、リサイクルへの対応状況(79)  | 31   | 0.011  | 3    | 0.033     | 3            |
| 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。  | グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に準拠して適切に行う。   | グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に準拠して適切に行う。   |   |      |        |      |           |              |
| <b>(2) 環境マネジメントの着実な実施</b>   | <b>(2) 環境マネジメントの着実な実施</b>  | <b>(2) 環境マネジメントの着実な実施</b>  | [評価の視点]<br>・ISO14001の遵守状況(80)<br>・環境マネジメントシステムの運用状況(81)                                       | 32   | 0.011  | 3    | 0.033     | 3            |
| ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントシステムを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。   | 鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では中期計画期間中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。   | 取得済みのISO14001規格を遵守し、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムの運営に努める。  |   |      |        |      |           |              |
| <b>3 情報の共有化の徹底</b>  | <b>3 情報の共有化の徹底</b>   | <b>3 情報の共有化の徹底</b>   | [評価の視点]<br>・情報共有の状況(82)<br>・役職員間の情報共有、組織的運営の状況(83)  | 33   | 0.023  | 3    | 0.069     | 3            |
| 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。  | 業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に開催し、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。  | 業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に開催し、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。  |   |      |        |      |           |              |
|   | <b>その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</b>  | <b>その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</b>  |   |      |        |      |           |              |
|   | <b>1 施設及び設備に関する計画</b>  | <b>1 施設及び設備に関する計画</b>  | [評価の視点]<br>・計画の策定状況(84)<br>・計画の実施状況(85)   | 34   | 0.016  | 3    | 0.048     | 3            |
|   | 業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。   | 業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。   |   |      |        |      |           |              |
|   | <b>2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b>   | <b>2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b>   | [評価の視点]<br>・計画の策定状況(86)<br>・計画の実施状況(87)   | 35   | 0.004  | 3    | 0.012     | 3            |
|   | 業務運営の効率化を図るため、保有車両をリース車両に切り換えることとし、小型乗用車2台及び軽自動車2台を譲渡する。   | 中期計画を達成済み。   |   |      |        |      |           |              |

## 平成22年度 項目別評価

| 中期目標 | 中期計画  | 年度計画(項目別評価単位)   | 評価の視点   | 項目番号 | 評価ウェイト | 自己評価 | 自己評価(加重後) | 委員会評価(委員平均値) |
|------|---|---|---|------|--------|------|-----------|--------------|
|      | 3 人事に関する計画  | 3 人事に関する計画  |   |      |        |      |           |              |
|      | (1) 基本的な方針  | (1) 基本的な方針  | 【評価の視点】<br>・専門性の高い人材の確保状況(88)<br>・効果的な人事管理の状況(89)   | 36   | 0.01   | 3    | 0.03      | 3            |
|      | 企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。  | 企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。  |   |      |        |      |           |              |
|      | (2) 人事に関する指標等   | (2) 人事に関する指標等   | 【評価の視点】<br>・雇用形態の多様化の状況(90)<br>・研究機関、大学等との交流の状況(91) | 37   | 0.01   | 3    | 0.03      | 3            |
|      | 運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。 | 運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。 |   |      |        |      |           |              |
|      |   |   | <b>合計(加重後平均)</b>                                    |      |        |      | 3.65      | <b>3.61</b>  |
|      |   |   | (参考)合計(単純平均)  |      |        | 3.59 |           | 3.50         |

中期計画、年度計画における「財務内容の改善に関する事項」のうち「4 短期借入金の限度額」、「5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」、「6 剰余金の使途」については項目別評価の対象外とする

# 全体評価（第1期中期目標期間評価）【案】

## 総合評価

|       |
|-------|
| 5段階評価 |
| 3     |

第1期中期目標期間の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していると認められ、5段階評価では3とする。

## 総 評

### （1）第1期中期目標・中期計画の全体的な達成状況

中期目標・中期計画に掲げた数値目標についてはすべての項目において達成しており、県民・企業に対して満足のいく成果が出ていると評価できる。中期計画・年度計画の作成と評価は県民への情報公開、センター機能の向上の点で、効果的役割を果たすものであった。

その中で、法人化前に比べて県民に対するきめ細やかな現場重視型サービス（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）の向上がみられ、センター職員の意識改革が進行しており、研究開発や実践的産業人材の育成についても概ね計画通りに達成している。

理事長のリーダーシップに基づく運営も軌道に乗ったように見受けられる。

### （2）今後の課題

依然厳しい雇用経済環境、少子高齢化、そして人口減少の影響が著しい鳥取県内において、持続性のある安定した経済成長の実現に向けて鳥取県が策定した「鳥取県経済成長戦略」に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」に寄与すべく、第2期中期目標期間においては、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や産業人材育成等の一層の強化が必要である。

限られた人数で最大の効果を上げるため、企業ニーズや市場動向等を的確に把握しながら、技術支援業務と研究開発業務について重点分野の絞り込みやバランスを十分検討し、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること。

県民の声に対しどのような対応をしたのか中身の報告を十分に行い、実質的に県内産業が昨年度に比べどれほど改善したのか、それが他県と比較してどうだったのかなどの視点と、センターの貢献度との関連など支援の成果について「見える化」に努力すること。

県内企業の中でもそのレベルによって、単に機器使用サービスのみ期待している場合や、結果の解析、問題解決への踏み込んだ対応、商品の開発支援までさまざまである事を踏まえ、それぞれに対しきめ細やかな対応を可能にすること。産業技術センターの位置づけ、県民の期待、経営内容、活動内容、ミッションなどについて組織内共通認識を図ること。

センターの優秀な人材確保と若手職員の人材育成について、引き続き努力するとともに、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割をさらに充実し、県内企業の技術レベルの向上等本県の産業振興に寄与すること。

### ( 3 ) 今後、センターが取り組む方向性・改善事項

県民への技術支援・サービスと研究開発・研修等での資質向上とのバランスを取りつつ、産業技術センター業務の一部への民間委託の導入等を図ることにより、センターの研究者が、その分野でのトップレベルの研究に注力をし、その成果を地域産業振興に活かすこと。

技術相談・現地支援について、企業訪問などあらゆる機会において企業ニーズの把握に努め、きめ細やかで適切な助言・支援等を実施すること。また、技術支援において、技術相談・現地指導の豊富な技術内容をデータベース化に取り組むとともに、試験分析について、既存の設備で稼働率の低い機器の積極的な整理を検討すること。

次期中期目標では「鳥取県経済成長戦略」を視野に入れた取組を行うこと。そのためには、県の関係部署との情報共有化と連携を密にし、研究成果の経済効果への貢献を高める必要があること。

研究開発では、テーマを絞って人材と予算を集中投下し早期に事業性の可否を判断するとともに、特に、プロジェクト研究では、目先の成果ではなく、県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど挑戦的なテーマをある程度の期間を与えて実施させるなど、テーマ設定をブラッシュアップしていくこと。

事業化に向けた支援として、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう関係機関との連携等に取り組むこと。

今後の産業人材育成について、第1期中期目標期間にセンターが策定した「産業人材育成戦略」に基づいて取り組むこと。

鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターが取り組む目標や職員の認識の共有化を図るとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。

センター職員の人材育成については、高度な企画力(情報収集力)と判断力が養われるテーマを設定すること。また、センター職員の意識改革や資質向上への中長期的な取り組みとして、業務に必要な資格や学位の取得などを奨励するとともに、努力し著しい成果を収めた職員に対して、さらなるインセンティブが働くシステムづくりの検討を期待する。

## 項目別評価 (第1期中期目標期間評価)【案】

| 大項目                             | 中項目                             | 小項目                           | 細目                  | 各委員の評点の平均 |        |        |        | 平均値  |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|---------------------|-----------|--------|--------|--------|------|
|                                 |                                 |                               |                     | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |      |
| 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化 | (1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用) | 技術相談・現地指導           | 3.4       | 4      | 4      | 4      | 3.85 |
|                                 |                                 |                               | 依頼試験                | 3.2       | 3      | 3.2    | 3.25   | 3.16 |
|                                 |                                 |                               | 機器利用                | 4         | 4      | 3.8    | 3.75   | 3.89 |
|                                 |                                 | (2) 研究開発                      | 研究テーマの設定と実施         | 3.2       | 3      | 3      | 3.25   | 3.11 |
|                                 |                                 |                               | シーズ・実用化研究           |           |        |        |        |      |
|                                 |                                 |                               | 研究評価                |           |        |        |        |      |
|                                 |                                 | (3) 起業化を目指す事業者等への支援           | 研究開発に係る場の提供と技術支援    | 3         | 3.4    | 3.8    | 3.75   | 3.49 |
|                                 |                                 |                               | 技術講習会等を通じた支援        | 4         | 4      | 3.8    | 4      | 3.95 |
|                                 |                                 |                               | 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 | 4         | 4      | 3.4    | 3.5    | 3.73 |
|                                 |                                 |                               | 補助金・融資等に係る情報の提供     | 3         | 3      | 3.2    | 3      | 3.05 |
|                                 | 2 実践的産業人材の戦略的育成                 | (1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施   | 製造中核技術者の育成          | 3.6       | 4      | 3.4    | 4      | 3.75 |
|                                 |                                 |                               | 組込ソフトウェア開発技術者の育成    | 3.6       | 4      | 3.6    | 3.75   | 3.74 |
|                                 |                                 |                               | 金属加工技術技術者の育成        | 3.6       | 4      | 3.8    | 3.75   | 3.79 |
|                                 |                                 |                               | 商品企画が可能な人材の育成       | 3         | 4      | 3.8    | 4      | 3.70 |
|                                 |                                 |                               | 実践的産業人材の育成          | 3.8       | 4      | 3.8    | 4.25   | 3.96 |
|                                 |                                 | (2) 産業人材育成戦略の策定               | 3                   | 3.2       | 3.2    | 4      | 3.35   |      |

|                             |                             |     |     |     |      |      |
|-----------------------------|-----------------------------|-----|-----|-----|------|------|
| 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発 | (1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野      | 4   | 3.4 | 3.6 | 4    | 3.75 |
|                             | (2) 食品関連分野                  | 3.8 | 4   | 3.8 | 3.75 | 3.84 |
|                             | 4 知的財産権の戦略的な取得と活用           | 3   | 3.6 | 4   | 4    | 3.65 |
|                             | 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 | 3   | 3.4 | 3.6 | 3.5  | 3.38 |

#### 【今後の課題】

依然厳しい雇用経済環境、少子高齢化、そして人口減少の影響が著しい鳥取県内において、持続性のある安定した経済成長の実現に向けて鳥取県が策定した「鳥取県経済成長戦略」に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」に寄与すべく、第2期中期目標期間においては、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や産業人材育成等の一層の強化が必要である。

限られた人数で最大の効果を上げるため、企業ニーズや市場動向等を的確に把握しながら、技術支援業務と研究開発業務について重点分野の絞り込みやバランスを十分検討し、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること。

県民の声に対しどのような対応をしたのか中身の報告を十分に行い、実質的に県内産業が昨年度に比べどれほど改善したのか、それが他県と比較してどうだったのかなどの視点と、センターの貢献度との関連など支援の成果について「見える化」に努力すること。

県内企業の中でもそのレベルによって、単に機器使用サービスのみ期待している場合や、結果の解析、問題解決への踏み込んだ対応、商品の開発支援までさまざまである事を踏まえ、それぞれに対しきめ細やかな対応を可能にすること。

#### 【改善すべき事項】

次期中期目標では「鳥取県経済成長戦略」を視野に入れた取組を行うこと。そのためには、県の関係部署との情報共有化と連携を密にし、研究成果の経済効果への貢献を高める必要があること。

今後の産業人材育成について、第1期中期目標期間においてセンターが策定した「産業人材育成戦略」に基づいて取り組むこと。

県民への技術支援・サービスと研究開発・研修等での資質向上とのバランスを取りつつ、産業技術センター業務の一部への民間委託の導入等を図ることにより、センターの研究者が、その分野でのトップレベルの研究に注力し、その成果を地域産業振興に活かすこと。

研究開発では、テーマを絞って人材と予算を集中投下し早期に事業性の可否を判断するとともに、特に、プロジェクト研究では、目先の成果ではなく、県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど挑戦的なテーマをある程度の期間を与えて実施させるなど、テーマ設定をブラッシュアップしていくこと。

事業化に向けた支援として、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう関係機関との連携等に取り組むこと。

技術相談・現地支援について、企業訪問などあらゆる機会において企業ニーズの把握に努め、きめ細やかで適切な助言・支援等を実施すること。また、技術支援において、技術相談・現地指導の豊富な技術内容をデータベース化に取り組むとともに、試験分析について、既存の設備で稼働率の低い機器の積極的な整理を検討すること。

| 大項目                             | 中項目                             | 小項目              | 細目  | 各委員の評点の平均 |        |        |        | 平均値  |
|---------------------------------|---------------------------------|------------------|-----|-----------|--------|--------|--------|------|
|                                 |                                 |                  |     | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |      |
| 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成 | (1) 組織運営の改善      |     | 3         | 3.6    | 3.6    | 4      | 3.55 |
|                                 |                                 | (2) 広報活動の充実      |     | 3.8       | 3.8    | 3.4    | 3.75   | 3.69 |
|                                 |                                 | (3) 職員の資質向上と人材育成 |     | 3         | 3      | 3      | 3      | 3.00 |
|                                 | 2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化          |                  | 3.4 | 3.6       | 3.8    | 3.75   | 3.64   |      |
|                                 | 3 独自の業績評価システムの確立                |                  | 3.8 | 3.6       | 3.8    | 3.75   | 3.74   |      |

**【今後の課題】**

産業技術センターの位置づけ、県民の期待、経営内容、活動内容、ミッションなどについて組織内共通認識を図ること。

センターの優秀な人材確保と若手職員の人材育成について、引き続き努力するとともに、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割をさらに充実し、県内企業の技術レベルの向上等本県の産業振興に寄与すること。

**【改善すべき事項】**

鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターが取り組む目標や職員の認識の共有化を図るとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。

センター職員の人材育成については、高度な企画力（情報収集力）と判断力が養われるテーマを設定すること。また、センター職員の意識改革や資質向上への中長期的な取り組みとして、業務に必要な資格や学位の取得などを奨励するとともに、努力し著しい成果を収めた職員に対して、さらなるインセンティブが働くシステムづくりの検討を期待する。

| 大項目           | 中項目 | 小項目 | 細目                            | 各委員の評点の平均 |        |        |        | 平均値  |
|---------------|-----|-----|-------------------------------|-----------|--------|--------|--------|------|
|               |     |     |                               | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |      |
| 財務内容の改善に関する事項 |     |     | 1 外部資金その他自己収入の確保              | 4         | 3.8    | 4      | 4      | 3.95 |
|               |     |     | 2 経費の抑制                       | 3.2       | 3      | 3.2    | 3.5    | 3.23 |
|               |     |     | 3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 | 3         | 3      | 3      | 3      | 3.00 |

【今後の課題】

【改善すべき事項】

外部資金獲得へ積極的に取り組んでいるとともに、業務の効率化と経費削減への見直しが行われている。その結果生じた剰余金により、次年度の試験研究機器の整備費、施設の修繕費に充てるなど、有効な活用を行っている。  
今後も引き続き、外部資金の獲得、効率的な業務運営に努めることを期待する。

| 大項目             | 中項目                | 小項目                    | 細目 | 各委員の評点の平均 |        |        |        | 平均値  |
|-----------------|--------------------|------------------------|----|-----------|--------|--------|--------|------|
|                 |                    |                        |    | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |      |
| その他業務運営に関する重要事項 | 1 コンプライアンス体制の確立と徹底 | (1) 法令遵守               |    | 3         | 3      | 3.2    | 3      | 3.05 |
|                 |                    | (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 |    | 3         | 3      | 3.2    | 3.25   | 3.11 |
|                 |                    | (3) 労働安全衛生管理の徹底        |    | 3.6       | 3      | 3      | 3      | 3.15 |
|                 |                    | (4) 職員への社会貢献意識の徹底      |    | 3         | 3      | 3.2    | 3      | 3.05 |
|                 | 2 環境負荷の低減と環境保全の促進  | (1) 省エネルギー及びリサイクルの促進   |    | 3         | 3      | 3      | 3      | 3.00 |
|                 |                    | (2) 環境マネジメントの着実な実施     |    | 3         | 3      | 3.2    | 3      | 3.05 |
|                 | 3 情報の共有化の徹底        |                        | 3  | 3         | 3.2    | 3      | 3.05   |      |

【今後の課題】

【改善すべき事項】

コンプライアンス体制の確立と徹底、環境負荷の低減と環境保全の促進等すべての項目で概ね計画通りに進捗しており、引き続き、組織体制の更なる見直しや個人の意識向上に努めること。

| 大項目                      | 中項目   | 小項目           | 細目 | 各委員の評点の平均 |        |        |        | 平均値  |
|--------------------------|---|---------------|----|-----------|--------|--------|--------|------|
|                          |   |               |    | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |      |
| その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 | 1 施設及び設備に関する計画                                      |               |    | 3         | 3      | 3      | 3      | 3.00 |
|                          | 2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 |               |    | 3         | 3      | 3      | 3      | 3.00 |
|                          | 3 人事に関する計画  | (1) 基本的な方針    |    | 3         | 3      | 3      | 3      | 3.00 |
|                          |   | (2) 人事に関する指標等 |    | 3         | 3      | 3      | 3      | 3.00 |

【今後の課題】

【改善すべき事項】

施設及び設備に関する計画等すべての項目で概ね計画通りに進捗しているが、更なる取組により、計画を上回る業務運営に努めること。

## 第1期中期目標期間の総合評価

|      |   |
|------|---|
| 総合評価 | 3 |
|------|---|

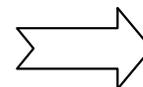
### 算出方法

各年度の全体評価の平均値を下表に当てはめて算出

| 各年度全体評価の平均値     | 全体評価                             |
|-----------------|----------------------------------|
| 4.51 以上～5.00 まで | 5 (中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている) |
| 3.51 以上～4.50 まで | 4 (中期計画を上回る業務が進捗している)            |
| 2.51 以上～3.50 まで | 3 (概ね中期計画どおりに業務が進捗している)          |
| 1.51 以上～2.50 まで | 2 (中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている)        |
| 1.00 以上～1.50 まで | 1 (中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている)       |

### 各年度の全体評価

| 年度   | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 評価数値 | 3     | 3     | 3     | 3     |



|              |
|--------------|
| 平均値 (= 総合評価) |
| 3            |

### 参考・・・項目別評価の平均値

|       | 各委員の評点の平均値 |        |        |        | 平均値  |
|-------|------------|--------|--------|--------|------|
|       | 平成19年度     | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |      |
| 加重平均値 | 3.50       | 3.50   | 3.52   | 3.61   | 3.53 |
| 単純平均値 | 3.32       | 3.42   | 3.42   | 3.50   | 3.42 |

## 財務諸表の承認に係る意見聴取について

## 1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表について、県知事による承認を受けなければならないが、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 2 事務局確認事項

事務局において、合规性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

## (1) 合规性

| チェック項目             | チェック結果  |
|--------------------|---|
| 提出期限の遵守（法第34条第1項）  | ・ 6月30日に財務諸表等を提出  |
| 必要な書類の提出（法第34条第2項） | ・ 以下の書類を提出した。<br>財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）<br>事業報告書<br>決算報告書<br>監査報告書 |
| 監査報告書での考慮すべき意見     | ・ 適正意見表示であり、考慮すべき特段の意見はなかった。  |

## (2) 表示内容の適正性

| チェック項目                  | チェック結果  |
|-------------------------|---|
| 記載すべき事項について、遺漏がないか。     | ・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。 |
| 計数は整合しているか。             | ・ 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。                             |
| 書類相互間における数値の整合性は取れているか。 | ・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。           |

【参考】地方独立行政法人法  
(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

## 中期目標期間最後の事業年度の剰余金（利益）の概要 及び剰余金処分案に係る意見聴取について

### 1 意見聴取の根拠

中期目標期間最後の事業年度においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。（平成16年3月24日地方独立行政法人会計基準会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解第91）

上記で整理された積立金は、県知事の承認を受けて、その積立金相当額の全部又は一部を、次期中期目標期間における業務の財源に充てることができ、残余の額は県に納付しなければならない。ただし、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（地方独立行政法人法第40条第4項、第5項、第6項）

### 2 第1期中期目標期間における剰余金の概要

平成22年度剰余金 40,752千円

前中期目標期間繰越積立金の残余 0千円

目的積立金の残余 167,995千円

**合 計 208,747千円**

〔内訳〕

- ・業務費 83,123千円
- ・人件費 125,624千円

### 3 第1期中期目標期間における剰余金処分案

**剰余金処分額 208,747千円**

〔内訳〕

(1) 次期中期目標期間における業務の財源に充てる額 **83,123千円**

財源に充てる業務の内容

企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善を目的とした目的積立金に充当

単年度剰余金の処分方法と同様の考え方により知事承認の処理を行う。

行うべき事業を予定どおり行った場合（次表で判断）であって、なお剰余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとする。

| 区分              | 具体的な内容   | 剰余金処分の取扱い                                  |
|-----------------|--|--|
| 行うべき事業を行った場合    | 当該中期目標期間の項目別評価において、すべての項目で評価「3」以上（「概ね計画どおりに業務が進捗している」）であること。 | 次期中期目標期間における業務の財源に充てる                      |
| 行うべき事業を行わなかった場合 | 当該中期目標期間の項目別評価において、評価「2」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。  | 評価「2」以下の項目にかかる事業について、経営努力が認定されていない部分を、県へ納付 |

(2) 県へ納付しようとする残余の額 **125,624千円**

人件費について、県の交付金は、職員定数57名分に対して交付しているため、実員数との差額を返納するもの。

### 【参考 1】

剰余金に係る繰越し承認申請書が、財務諸表の提出にあわせて産業技術センターから提出される。

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

第 12 条 法人は、法第 40 条第 4 項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第 34 条第 1 項の規定による財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。

- ( 1 ) 承認を受けようとする額
- ( 2 ) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- ( 3 ) 法第 40 条第 6 項の規定により納付しようとする剰余の金額

### 【参考 2】

地方独立行政法人法上の剰余金の取扱いについて

地方独立行政法人法

第 40 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお剰余があるときは、その剰余の額を設立団体に納付しなければならない。

## 目的積立金の推移（第1期：H19～22年度）

|        | 区分                             | 業務費        | 人件費         | 合計          |
|--------|--------------------------------|------------|-------------|-------------|
| 平成19年度 | 目的積立金<br>保有額金額                 | 0          | 0           | 0           |
| 平成20年度 | 積立額<br>(H19年度剰余金) (a)          | 83,678,384 | 44,398,480  | 128,076,864 |
|        | 取崩額 (b)                        | 38,587,500 | 0           | 38,587,500  |
|        | 目的積立金<br>保有額金額 (a)+(b)=(c)     | 45,090,884 | 44,398,480  | 89,489,364  |
| 平成21年度 | 積立額<br>(H20年度剰余金) (d)          | 43,767,553 | 38,374,249  | 82,141,802  |
|        | 取崩額 (e)                        | 23,561,475 |             | 23,561,475  |
|        | 目的積立金<br>保有額金額 (c)+(d)+(e)=(f) | 65,296,962 | 82,772,729  | 148,069,691 |
| 平成22年度 | 積立額<br>(H21年度剰余金) (g)          | 35,570,612 | 21,614,370  | 57,184,982  |
|        | 取崩額 (h)                        | 37,259,250 |             | 37,259,250  |
|        | 目的積立金<br>保有額金額 (f)+(g)+(h)=(i) | 63,608,324 | 104,387,099 | 167,995,423 |
| 第1期積立金 | 未処分剰余金<br>(H22年度剰余金) (j)       | 19,514,524 | 21,237,367  | 40,751,891  |
|        | 積立金保有額 (i)+(j)=(k)             | 83,122,848 | 125,624,466 | 208,747,314 |

第1期剰余金合計

（参考）目的積立金による整備機器

〔単位：円〕

| 機器名                         | 導入年月日     | 取得額（円）      | 財源内訳               |
|-----------------------------|-----------|-------------|--------------------|
| プラスチック成形評価装置                | H21.2.25  | 55,650,000  | 積立金取崩1/2 国1/2      |
| 真空凍結乾燥機                     | H21.2.23  | 21,525,000  | 積立金取崩1/2 国1/2      |
| ファイショットプラスト                 | H21.11.25 | 3,570,000   | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| キャス試験機                      | H21.12.9  | 6,298,950   | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| 強電界電磁波試験装置                  | H22.2.23  | 37,254,000  | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| 高分解能揮発性有機化合物分析装置            | H22.9.13  | 19,845,000  | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| 万能材料試験機                     | H22.10.1  | 19,183,500  | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| 高解像画像処理装置                   | H22.12.20 | 10,500,000  | 積立金取崩1/2 国1/2      |
| X線回析装置                      | H22.12.9  | 24,990,000  | 積立金取崩1/2 国1/2      |
| 合計                          |           | 198,816,450 |                    |
| H20.21.22目的積立金取崩合計額（合計の1/2） |           | 99,408,225  |                    |

## 平成23年度 評価委員会業務及びスケジュール

|               |    | 年度評価  | 第1期評価  | 第2期評価   | その他   |
|---------------|----|---|--|---|---|
| 評価委員会<br>開催日程 |    | H22事業年度に係る<br>業績評価                          | 第1期中期目標に係る<br>業績評価   | 第2期中期目標期間の<br>評価方法の検討   | 全体共通事項 等  |
|               |    | ・現行評価方針及び方法で、評価を実施                          | ・新評価方針及び方法を作成し、評価を実施   | ・新評価方針及び方法で、H23年度以降の業績評価を実施                                     | ・評価以外の事項  |
| 4月            |    |   |  |   |   |
| 5月            | 上旬 | ・日程調整                                       |  | 事前の検討作業   |   |
|               | 中旬 |   | 事前の検討作業  | 事前の検討作業   |   |
|               | 下旬 | ・開催通知<br>・会議資料作成                            |  |   |   |
| 6月            | 上旬 | 第15回開催<br>(6/2開催)                           | 議題<br>・業務実績(第1期分)評価<br>方針及び方法について                                    |   | 議題<br>・新委員長選出<br>・剰余金(第1期分)の繰越しに係る方針及び方法について<br>・役員給与規定の変更に<br>対する意見聴取について<br>その他<br>・全体スケジュール説明<br>・企業訪問実施について |
|               | 中旬 |   |  |   |   |
|               | 下旬 |   | (センター業務実績報告書提出)  | (センター事業報告書提出)   |   |
| 7月            | 上旬 | 書面評価<br>・関係資料を評価委員へ<br>郵送(事務局)              | 評価様式の確認  |   |   |
|               | 中旬 | ・書面評価の実施(評価<br>委員)                          |  |   |   |
|               | 下旬 | ・センターへの質問作成<br>(評価委員)                       |  |   |   |
| 8月            |    | 第16回開催<br>(8/2-3開催)                         | ・評価委員による企業訪問(8/2)<br>・センターヒアリング(8/3)<br>議題<br>・業務実績(第1期分)評価方針及び方法の決定 |   | 議題<br>・財務諸表の承認に係る様<br>式について<br>その他<br>・第1期分の評価書作成に<br>ついて   |
|               | 中旬 | 最終評価案作成<br>・センターへ追加質問・回答(評価委員、事務局、セン<br>ター) |  |   |   |
|               | 下旬 | 第17回開催<br>(8/31開催)                          | 議題<br>・評価決定(第1期分、H22年度分)   |   | 議題<br>・剰余金(第1期分)の繰越し<br>承認に係る意見聴取につ<br>いて<br>・財務諸表の承認に係る<br>意見聴取について  |
| 9月            |    | 議会報告  | 議会報告   |   |   |
| 10月           |    | 第18回開催                                      |  | 議題<br>・評価方法の検討<br>・評価方針及び方法(評価項<br>目、ウエイト配分等)の検討<br>・評価手順の検討 など |   |
| 11月           |    |   |  |   |   |
| 12月           |    |   |  |   |   |
| 1月            |    |   |  | 以降、継続審議<br>の必要があれば、<br>評価委員会を開催                                 |   |
| 2月            |    |   |  |   |   |
| 3月            |    |   |  |   |   |

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の  
業務実績評価（年度評価）方針及び方法平成21年5月20日  
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

## 1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

## 評価の視点

年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

## 評価の取り扱い

・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

## 2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価<sup>1</sup>」と「全体評価<sup>2</sup>」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

## (1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1「項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1「項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

## (2) 評価委員評価

項目別評価

業務実績の検証

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。  
検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

#### 業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の 5 段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙 3「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト」に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

#### 全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の 5 段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の 3 つの観点で記述するものとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を 10 段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第 2 条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に 2 を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を 1 段階上下させることができるものとする。

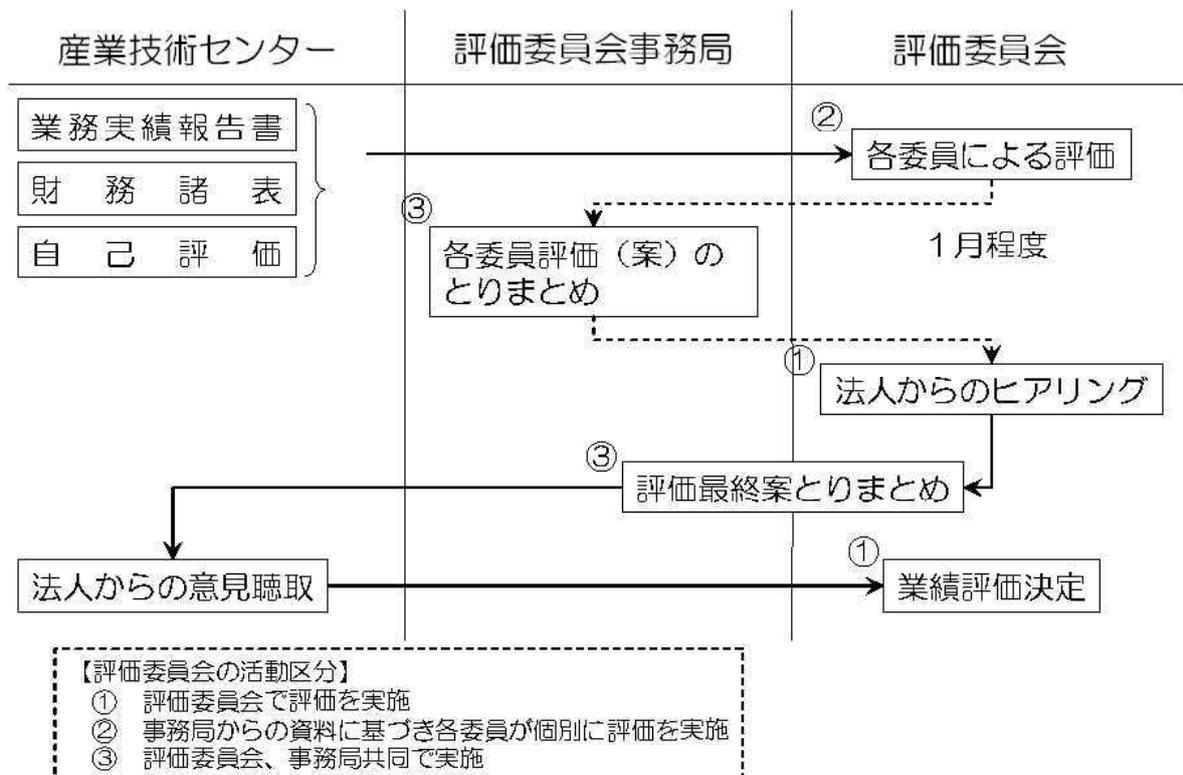
### 3 評価の進め方

#### 全体計画

| 事項    | 時期    |   |
|-------|-------|---|
| 年度終了  | 3月末   | 年度事業の終了（法人）   |
| 評価準備  | 4月～6月 | 業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）   |
| 実績報告  | 6月末   | 業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）   |
| 評価    | 7月～8月 | 業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング）<br>評価結果（案）の作成（法人による事実確認）<br>評価結果の決定（委員会） |
| 報告・公表 | 9月    | 評価結果の知事への報告及び法人への通知<br>財務諸表への意見表明、財務諸表承認<br>議会報告（評価結果報告）及び公表    |

#### 評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、法人の自己評価作成（法人）、各委員の評価案作成（各委員）、各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、評価原案作成、委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



# 全 体 評 価

## 総合評価

|       |        |
|-------|--------|
| 5段階評価 | 10段階換算 |
|       |        |

## 総 評

（「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価）

（「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価）

（「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価）

（中小企業への技術支援に対する評価）

（法人の業務運営及び財務状況に対する評価）

（中期目標・中期計画の達成に向けた課題等）

(別紙1)

項目別評価における評価単位

| 大項目                             | 中項目 | 小項目   | 細目                  | 項目別評価単位 | 特記事項記載単位 |
|---------------------------------|-----|---|---------------------|---------|----------|
| 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |     |   |                     |         |          |
|                                 | 1   | 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化                     |                     |         |          |
|                                 |     | (1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)                     |                     |         |          |
|                                 |     |   | 技術相談・現地指導           | 1       |          |
|                                 |     |   | 依頼試験                | 2       |          |
|                                 |     |   | 機器利用                | 3       |          |
|                                 |     | (2) 研究開発  |                     |         |          |
|                                 |     |   | 研究テーマの設定と実施         | 4       |          |
|                                 |     |   | シーズ・実用化研究           |         |          |
|                                 |     |   | 研究評価                |         |          |
|                                 |     | (3) 起業化を目指す事業者等への支援                               |                     | 5       |          |
|                                 |     |   | 研究開発に係る場の提供と技術支援    | 6       |          |
|                                 |     |   | 技術講習会等を通じた支援        |         |          |
|                                 |     |   | 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 |         | 7        |
|                                 |     |   | 補助金・融資等に係る情報の提供     |         | 8        |
|                                 | 2   | 実践的産業人材の戦略的育成                                     |                     |         |          |
|                                 |     | (1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施                       |                     |         |          |
|                                 |     |   | 製造中核技術者の育成          | 9       |          |
|                                 |     |   | 組込ソフトウェア開発技術者の育成    | 10      |          |
|                                 |     |   | 金属加工技術技術者の育成        | 11      |          |
|                                 |     |   | 商品企画が可能な人材の育成       | 12      |          |
|                                 |     |   | 実践的産業人材の育成          | 13      |          |
|                                 |     | (2) 産業人材育成戦略の策定                                   |                     | 14      |          |
|                                 | 3   | 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発                         |                     |         |          |
|                                 |     | (1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野                            |                     | 15      |          |
|                                 |     | (2) 食品関連分野  |                     | 16      |          |
|                                 | 4   | 知的財産権の戦略的な取得と活用                                   |                     | 17      |          |
|                                 | 5   | 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化                         |                     | 18      |          |
| 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 |     |   |                     |         |          |
|                                 | 1   | 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成                     |                     |         |          |
|                                 |     | (1) 組織運営の改善                                       |                     | 19      |          |
|                                 |     | (2) 広報活動の充実                                       |                     | 20      |          |
|                                 |     | (3) 職員の資質向上と人材育成                                  |                     | 21      |          |
|                                 | 2   | 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化                               |                     | 22      |          |
|                                 | 3   | 独自の業績評価システムの確立                                    |                     | 23      |          |
| 財務内容の改善に関する事項                   |     |   |                     |         |          |
|                                 | 1   | 外部資金その他自己収入の確保                                    |                     | 24      |          |
|                                 | 2   | 経費の抑制   |                     | 25      |          |
|                                 | 3   | 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画                       |                     | 26      |          |
| その他業務運営に関する重要事項                 |     |   |                     |         |          |
|                                 | 1   | コンプライアンス体制の確立と徹底                                  |                     |         |          |
|                                 |     | (1) 法令遵守  |                     | 27      |          |
|                                 |     | (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底                            |                     | 28      |          |
|                                 |     | (3) 労働安全衛生管理の徹底                                   |                     | 29      |          |
|                                 |     | (4) 職員への社会貢献意識の徹底                                 |                     | 30      |          |
|                                 | 2   | 環境負荷の低減と環境保全の促進                                   |                     |         |          |
|                                 |     | (1) 省エネルギー及びリサイクルの促進                              |                     | 31      |          |
|                                 |     | (2) 環境マネジメントの着実な実施                                |                     | 32      |          |
|                                 | 3   | 情報の共有化の徹底   |                     | 33      |          |
| その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項        |     |   |                     |         |          |
|                                 | 1   | 施設及び設備に関する計画                                      |                     | 34      |          |
|                                 | 2   | 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 |                     | 35      |          |
|                                 | 3   | 人事に関する計画  |                     |         |          |
|                                 |     | (1) 基本的な方針  |                     | 36      |          |
|                                 |     | (2) 人事に関する指標等                                     |                     | 37      |          |

((別紙2))

## 業務実績評価における評価基準について

| 評価基準                          | 備考(判断基準)   |
|-------------------------------|--|
| 5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている | ・ 計画を上回る業務と業績<br>～ 業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。<br>項目別評価における特記事項の記載内容により判断 |
| 4. 計画を上回る業務が進捗している            | ・ 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。<br>・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること            |
| 3. 概ね計画どおりに業務が進捗している          | ・ 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。<br>・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること     |
| 2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている        | ・ 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること<br>・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること      |
| 1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている       | ・ 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること  |

((注))

- 1 業績の評価については、特記事項により判断するものとし、業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。((企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。))

(別紙3)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト

Table with columns: 中期目標, 中期計画, 年度計画[項目別評価単位], 評価項目, 案, 大項目, 中項目, 小項目, 細目, 最終ウェイト, 担当者数(人), 特記事項. The table contains detailed performance metrics and project descriptions for the center's business activities.

理事長・理事、職員49人、行政職9人、研究職40(所長3、企画4、研究33人) 1,000 1,000 51,000

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの中期目標期間の  
業務実績評価（中期目標期間評価）方針及び方法

平成23年8月3日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

## 1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

## 評価の視点

中期計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

## 評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

## 2. 評価の方法

中期目標期間評価は、法人が提出する事業報告書等に基づき、「項目別評価<sup>1</sup>」と「全体評価<sup>2</sup>」により実施する。事業報告書の様式は別に指定する。

## (1) 自己評価

法人は、事業報告書等を作成するにあたり、中期計画に記載されている項目ごと（別紙1に示す37項目）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- 5 中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 中期計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね中期計画どおりに業務が進捗している
- 2 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1に示す特記事項記載単位を参照）

## (2) 評価委員評価

項目別評価（別紙3のとおり）

項目別、年度別の平均値（小数点以下第3位を四捨五入）を算出する。

あわせて、【今後の課題】、【改善すべき事項】について、大項目ごとに記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を中期計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

全体評価（別紙4のとおり）

各年度の全体評価の平均値を算出し、下表に当てはめて算出する。

| 各年度全体評価の平均値     | 全体評価                            |
|-----------------|---------------------------------|
| 4.51 以上～5.00 まで | 5（中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている） |
| 3.51 以上～4.50 まで | 4（中期計画を上回る業務が進捗している）            |
| 2.51 以上～3.50 まで | 3（概ね中期計画どおりに業務が進捗している）          |
| 1.51 以上～2.50 まで | 2（中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている）        |
| 1.00 以上～1.50 まで | 1（中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている）       |

また、総評として、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、（1）法人の中期目標・中期計画の全体的な達成状況を記述し、また、次期中期目標・中期計画をふまえた（2）今後の課題、（3）今後の取り組む方向性・改善事項について記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

### 3 評価の進め方

#### 全体計画（スケジュール）

| 事項    | 時期    |  |
|-------|-------|--|
| 期間終了  | 3月末   | 中期目標期間事業の終了（法人）  |
| 評価準備  | 4月～6月 | 事業報告書  |
| 事業報告  | 6月末   | 事業報告書  |
| 評価    | 7月～8月 | 中期目標期間全体の事業の検証（法人とのヒアリング）<br>評価結果（案）の作成（法人による事実確認）<br>評価結果の決定（委員会） |
| 報告・公表 | 9月    | 評価結果の知事への報告及び法人への通知<br>議会報告（評価結果報告）及び公表                            |

#### 評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、次の順番で実施する。
  - （1）法人の自己評価作成（法人）
  - （2）各委員の評価案作成（各委員）
  - （3）各委員の評価案のとりまとめ（事務局）
  - （4）評価原案作成（委員長、事務局）
  - （5）委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認
  - （6）最終評価案の作成
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人に事実誤認を確認し、評価を決定することとする。

## 項目別評価における評価単位

| 大項目                             | 中項目 | 小項目   | 細目                  | 項目別評価単位 | 特記事項<br>記載単位 |
|---------------------------------|-----|---|---------------------|---------|--------------|
| 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |     |   |                     |         |              |
|                                 | 1   | 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化                     |                     |         |              |
|                                 |     | (1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)                     |                     |         |              |
|                                 |     |   | 技術相談・現地指導           | 1       |              |
|                                 |     |   | 依頼試験                | 2       |              |
|                                 |     |   | 機器利用                | 3       |              |
|                                 |     | (2) 研究開発  |                     |         |              |
|                                 |     |   | 研究テーマの設定と実施         | 4       |              |
|                                 |     |   | シーズ・実用化研究           |         |              |
|                                 |     |   | 研究評価                |         |              |
|                                 |     | (3) 起業化を目指す事業者等への支援                               |                     |         |              |
|                                 |     |   | 研究開発に係る場の提供と技術支援    | 5       |              |
|                                 |     |   | 技術講習会等を通じた支援        | 6       |              |
|                                 |     |   | 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 | 7       |              |
|                                 |     |   | 補助金・融資等に係る情報の提供     | 8       |              |
|                                 | 2   | 実践的産業人材の戦略的育成                                     |                     |         |              |
|                                 |     | (1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施                       |                     |         |              |
|                                 |     |   | 製造中核技術者の育成          | 9       |              |
|                                 |     |   | 組込ソフトウェア開発技術者の育成    | 10      |              |
|                                 |     |   | 金属加工技術技術者の育成        | 11      |              |
|                                 |     |   | 商品企画が可能な人材の育成       | 12      |              |
|                                 |     |   | 実践的産業人材の育成          | 13      |              |
|                                 |     | (2) 産業人材育成戦略の策定                                   |                     | 14      |              |
|                                 | 3   | 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発                         |                     |         |              |
|                                 |     | (1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野                            |                     | 15      |              |
|                                 |     | (2) 食品関連分野  |                     | 16      |              |
|                                 | 4   | 知的財産権の戦略的な取得と活用                                   |                     | 17      |              |
|                                 | 5   | 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化                         |                     | 18      |              |
| 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 |     |   |                     |         |              |
|                                 | 1   | 理事長のリーダーシップに基づく(迅速かつ柔軟な業務運営の達成                    |                     |         |              |
|                                 |     | (1) 組織運営の改善                                       |                     | 19      |              |
|                                 |     | (2) 広報活動の充実                                       |                     | 20      |              |
|                                 |     | (3) 職員の資質向上と人材育成                                  |                     | 21      |              |
|                                 | 2   | 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化                              |                     | 22      |              |
|                                 | 3   | 独自の業績評価システムの確立                                    |                     | 23      |              |
| 財務内容の改善に関する事項                   |     |   |                     |         |              |
|                                 | 1   | 外部資金その他自己収入の確保                                    |                     | 24      |              |
|                                 | 2   | 経費の抑制   |                     | 25      |              |
|                                 | 3   | 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画                       |                     | 26      |              |
| その他業務運営に関する重要事項                 |     |   |                     |         |              |
|                                 | 1   | コンプライアンス体制の確立と徹底                                  |                     |         |              |
|                                 |     | (1) 法令遵守  |                     | 27      |              |
|                                 |     | (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底                            |                     | 28      |              |
|                                 |     | (3) 労働安全衛生管理の徹底                                   |                     | 29      |              |
|                                 |     | (4) 職員への社会貢献意識の徹底                                 |                     | 30      |              |
|                                 | 2   | 環境負荷の低減と環境保全の促進                                   |                     |         |              |
|                                 |     | (1) 省エネルギー及びリサイクルの促進                              |                     | 31      |              |
|                                 |     | (2) 環境マネジメントの着実な実施                                |                     | 32      |              |
|                                 | 3   | 情報の共有化の徹底   |                     | 33      |              |
| その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項        |     |   |                     |         |              |
|                                 | 1   | 施設及び設備に関する計画                                      |                     | 34      |              |
|                                 | 2   | 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 |                     | 35      |              |
|                                 | 3   | 人事に関する計画  |                     |         |              |
|                                 |     | (1) 基本的な方針  |                     | 36      |              |
|                                 |     | (2) 人事に関する指標等                                     |                     | 37      |              |

## 業務実績評価における評価基準について

| 評価基準                            | 備 考（判断基準）  |
|---------------------------------|--|
| 5. 中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期計画を上回る業務と業績<br/>～ 業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。<br/>項目別評価における特記事項の記載内容により判断</li> </ul> |
| 4. 中期計画を上回る業務が進捗している            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。</li> <li>・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること</li> </ul>        |
| 3. 概ね中期計画どおりに業務が進捗している          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。</li> <li>・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること</li> </ul> |
| 2. 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること</li> <li>・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること</li> </ul>  |
| 1. 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること</li> </ul>  |

（注）

- 1 業績の評価については、特記事項により判断するものとし、業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。（（企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。））

## 項目別評価（第1期中期目標期間評価）

| 大項目                             | 中項目                             | 小項目                           | 細目                  | 各委員の評点の平均 |        |        |        | 平均値 |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|---------------------|-----------|--------|--------|--------|-----|
|                                 |                                 |                               |                     | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |     |
| 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化 | (1) 技術支援（技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用） | 技術相談・現地指導           |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | 依頼試験                |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | 機器利用                |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 | (2) 研究開発                      | 研究テーマの設定と実施         |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | シーズ・実用化研究           |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | 研究評価                |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 | (3) 起業化を目指す事業者等への支援           | 研究開発に係る場の提供と技術支援    |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | 技術講習会等を通じた支援        |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 |           |        |        |        |     |
|                                 | 2 実践的産業人材の戦略的育成                 | (1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施   | 補助金・融資等に係る情報の提供     |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | 製造中核技術者の育成          |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | 組込ソフトウェア開発技術者の育成    |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | 金属加工技術技術者の育成        |           |        |        |        |     |
|                                 |                                 |                               | 商品企画が可能な人材の育成       |           |        |        |        |     |
|                                 | 実践的産業人材の育成                      |                               |                     |           |        |        |        |     |

（別紙3）

|  |                             |                        |  |  |  |  |  |
|--|-----------------------------|------------------------|--|--|--|--|--|
|  |                             | (2) 産業人材育成戦略の策定        |  |  |  |  |  |
|  | 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発 | (1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野 |  |  |  |  |  |
|  |                             | (2) 食品関連分野             |  |  |  |  |  |
|  | 4 知的財産権の戦略的な取得と活用           |                        |  |  |  |  |  |
|  | 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 |                        |  |  |  |  |  |

【今後の課題】

【改善すべき事項】

| 大項目                             | 中項目                             | 小項目              | 細目 | 各委員の評点の平均<br>(各委員平均値) |            |            |            | 平均値 |
|---------------------------------|---------------------------------|------------------|----|-----------------------|------------|------------|------------|-----|
|                                 |                                 |                  |    | 平成19<br>年度            | 平成20<br>年度 | 平成21<br>年度 | 平成22<br>年度 |     |
| 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成 | (1) 組織運営の改善      |    |                       |            |            |            |     |
|                                 |                                 | (2) 広報活動の充実      |    |                       |            |            |            |     |
|                                 |                                 | (3) 職員の資質向上と人材育成 |    |                       |            |            |            |     |
|                                 | 2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化          |                  |    |                       |            |            |            |     |
|                                 | 3 独自の業績評価システムの確立                |                  |    |                       |            |            |            |     |

【今後の課題】

【改善すべき事項】

| 大項目           | 中項目 | 小項目 | 細目                            | 各委員の評点の平均 |        |        |        | 平均値 |
|---------------|-----|-----|-------------------------------|-----------|--------|--------|--------|-----|
|               |     |     |                               | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |     |
| 財務内容の改善に関する事項 |     |     | 1 外部資金その他自己収入の確保              |           |        |        |        |     |
|               |     |     | 2 経費の抑制                       |           |        |        |        |     |
|               |     |     | 3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 |           |        |        |        |     |

【今後の課題】

【改善すべき事項】

| 大項目             | 中項目                | 小項目                    | 細目 | 各委員の評点の平均 |        |        |        | 平均値 |
|-----------------|--------------------|------------------------|----|-----------|--------|--------|--------|-----|
|                 |                    |                        |    | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |     |
| その他業務運営に関する重要事項 | 1 コンプライアンス体制の確立と徹底 | (1) 法令遵守               |    |           |        |        |        |     |
|                 |                    | (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 |    |           |        |        |        |     |
|                 |                    | (3) 労働安全衛生管理の徹底        |    |           |        |        |        |     |
|                 |                    | (4) 職員への社会貢献意識の徹底      |    |           |        |        |        |     |
|                 | 2 環境負荷の低減と環境保全の促進  | (1) 省エネルギー及びリサイクルの促進   |    |           |        |        |        |     |
|                 |                    | (2) 環境マネジメントの着実な実施     |    |           |        |        |        |     |
|                 | 3 情報の共有化の徹底        |                        |    |           |        |        |        |     |

【今後の課題】

【改善すべき事項】

| 大項目                      | 中項目   | 小項目           | 細目 | 各委員の評点の平均 |        |        |        | 平均値 |
|--------------------------|---|---------------|----|-----------|--------|--------|--------|-----|
|                          |   |               |    | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |     |
| その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 | 1 施設及び設備に関する計画                                      |               |    |           |        |        |        |     |
|                          | 2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 |               |    |           |        |        |        |     |
|                          | 3 人事に関する計画  | (1) 基本的な方針    |    |           |        |        |        |     |
|                          |   | (2) 人事に関する指標等 |    |           |        |        |        |     |

【今後の課題】

【改善すべき事項】

## 第 期中期目標期間の総合評価

|             |  |
|-------------|--|
| <b>総合評価</b> |  |
|-------------|--|

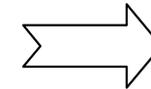
### 算出方法

各年度の全体評価の平均値を下表に当てはめて算出

| 各年度全体評価の平均値     | 全体評価                             |
|-----------------|----------------------------------|
| 4.51 以上～5.00 まで | 5 (中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている) |
| 3.51 以上～4.50 まで | 4 (中期計画を上回る業務が進捗している)            |
| 2.51 以上～3.50 まで | 3 (概ね中期計画どおりに業務が進捗している)          |
| 1.51 以上～2.50 まで | 2 (中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている)        |
| 1.00 以上～1.50 まで | 1 (中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている)       |

### 各年度の全体評価

| 年度   | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|------|----|----|----|----|
| 評価数値 |    |    |    |    |



|                     |
|---------------------|
| <b>平均値 (= 総合評価)</b> |
|                     |

### 参考・・・項目別評価の平均値

|       | 各委員の評点の平均値 |    |    |    | 平均値 |
|-------|------------|----|----|----|-----|
|       | 年度         | 年度 | 年度 | 年度 |     |
| 加重平均値 |            |    |    |    |     |
| 単純平均値 |            |    |    |    |     |

# 全体評価 (第1期中期目標期間評価)

## 総合評価

|       |
|-------|
| 5段階評価 |
|       |

第1期中期目標期間の全体評価は、                      と認められ、5段階評価では                      とする。

## 総 評

### ((1)) 第1期中期目標・中期計画の全体的な達成状況

・・・  
・・・  
・・・

### ((2)) 今後の課題

・・・  
・・・  
・・・

### ((3)) 今後、センターが取り組む方向性・改善事項

・・・  
・・・  
・・・